

IV. 物流倉庫等の一般流通施設(ターミナル外の保税倉庫等含む)で発見

<海外貨物・コンテナ等取扱業務>

ヒアリ調査は絶対に素手で行わない!!

【準警戒区域】

- ① 物流倉庫、荷捌場、保税倉庫等内の日常点検において、アリ類の有無もチェック
 ※点検作業員へ周知(可能であれば点検項目に「アリ類等の有無」等を追加)



環境省提供

疑わしいアリ類
を発見

関係事業者等

疑わしいアリ類の確認なし

※ 通常業務へ

- ② 生きたアリ個体はエアゾール式殺虫剤等で殺虫
 ③ 殺虫したアリ類(死骸を含む)を同定用に採取
 ④ 発見現場・アリ類の写真(接写モード等)を撮影

専門家により
ヒアリと確認

- ⑦ 点検、調査等で殺虫したアリ類等はすべて採取し、県又は環境省へ提出し、同定を依頼

- ⑤ 発見したアリ類の簡易同定を実施
 ※ 肉眼で可 「3 同定方法」参照

ヒアリの
疑いあり

- ⑧ 発見場所周辺の目視点検に併せ、可能な限り現場への立入りを制限

- ⑥ 関係機関へ連絡
 ・ヒアリ相談ダイヤル(環境省)
 ☎0570-046-110
 ・中国四国地方環境事務所
 ☎086-223-1561
 ・岡山県自然環境課
 ☎086-226-7310

- ⑨ 県、市町村又は環境事務所と対応を協議
 a. 侵入経路、原因貨物、経由地等の特定
 b. 周辺のコンテナ、積荷等の移動制限及び調査
 c. 発見場所周辺の分布確認調査(粘着トラップ等)
 ※調査の方法は「5 調査方法」参照

ヒアリ確認後

- ⑩ 運送貨物取扱事業者、荷主など関係者の了解、協力を得て、⑨ a. b. を実施

ヒアリ
確認後

- ⑨ a.
 ⑪ 特定された侵入経路、経由地等の関係事業者、荷主等へ注意喚起

- ⑨ b.
 ⑫ 新たにアリ類等を発見したら②へ戻る

- ⑨ c.
 ⑬ ⑨ c. を実施。併せて、周辺にベイト剤を設置
 ※調査で、新たにアリ類等を発見したら②へ戻る

- ⑭ 侵入経路等の特定や調査などで問題なければ、移動制限等は解除

<モニタリング調査等(1か月程度)>

- ⑮ 1週間~10日に1回程度の調査/ベイト剤設置

※新たに発見→②へ

IV. 物流倉庫等の一般流通施設(ターミナル外の保税倉庫等含む)で疑わしいアリ類を発見した場合

<マニュアル対象者>

【準警戒区域】

<ul style="list-style-type: none"> ・ 運送貨物取扱業者 (フォワーダー) ・ 倉庫業者 ・ 運送業者 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 荷役業者 ・ コンテナ所有者
---	---

<手順>

※ヒアリ調査は絶対に素手で行わない!!

①	<p>物流倉庫、荷捌場、保税倉庫等内の日常点検において、アリ類の有無もチェック</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 海外貨物、コンテナ等を取り扱う物流施設ではヒアリ侵入の可能性が高く点検が必要。 ・ 日常の場内点検等においてヒアリの有無についても確認するよう作業員へ周知する。 ・ 可能であれば、点検項目 (チェックリスト等) に「アリ類等の有無」等を追加する。 ・ 点検時は緊急用にエアゾール式殺虫剤を携帯しておく。 	
②	<p>生きたアリ個体はエアゾール式殺虫剤等で殺虫する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 目視できた個体はエアゾール式殺虫剤又は液剤によりすべて殺虫する。 ・ 周囲に生きた個体がないか十分確認し、逃げ出す前に殺虫処理する。 	
③	<p>殺虫したアリ類 (死骸を含む) を同定用に採取する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「3 同定方法」のサンプル採取手順を参照 	
④	<p>発見現場・アリ類の写真 (接写モード等) を撮影する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 発見箇所が特定できるように、現場写真を撮っておく。 ・ アリ個体はデジカメの接写モード等で出来るだけピントを合わせて撮影する。 ・ ヒアリの特徴である触角や2節 (こぶ) の腹柄、背中トゲの有無等が分かるよう、様々な角度から撮影する。 	
⑤	<p>発見したアリの簡易同定を実施する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 肉眼又はルーペ等で確認できる範囲で「疑わしい」かどうかを判別する。 ・ 「3 同定方法」のスクリーニング手順を参照 	
⑥	<p>関係機関へ連絡する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 簡易同定でヒアリの疑いがある場合は、すぐに連絡する。 	
⑦	<p>点検、調査等で殺虫したアリ類等はすべて採取し、県又は環境省へ提出し同定を依頼</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 死骸を潰さないよう集めて採取し、環境事務所等へ持ち込み同定を依頼する。 ・ 可能な限り、当初の発見個体及びその後の調査等での発見個体のすべてを採取する。 	
⑧	<p>発見場所周辺の目視点検に併せ、可能な限り現場への立入りを制限する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ヒアリの生き残りがいないか目視で点検する。 ・ ヒアリ拡散及び人的被害防止のため、発見場所周辺は可能な限り立入りを制限する。 ・ 立入制限について、場内作業員等に速やかに周知する。 	
⑨	<p>県、市町村又は環境事務所と対応を協議する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 迅速な防除措置と拡散防止のため、出来るだけ速やかに侵入経路の特定の必要がある。 ・ 現場状況に応じ、コンテナや積荷等の移動制限の必要性、調査の段取り等を協議する。 ・ ヒアリ拡散の有無を確認するため、周辺コンテナや積荷等の確認調査、粘着トラップ等による発見場所周辺の分布確認調査を実施する必要がある。 ・ 運送貨物取扱業者や荷主、コンテナ所有者等の関係者との交渉等についても協議する。 	
⑩	<p>運送貨物取扱業者など関係者の了解、協力を得て、⑨ a. b. を実施する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 関係者の了解が得られない場合は、再度、関係市町村、県、環境事務所等と協議する。 	
⑪	<p>特定された侵入経路、経由地等の関係事業者、荷主等へ注意喚起を行う</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定された侵入経路による貨物等について荷主等に注意喚起する必要がある。 ・ 侵入経路の経由地で貨物が一時的に留置された場所等の関係者等へも注意喚起する。 	
⑫	<p>新たにアリ類等を発見したら②へ戻る</p>	
⑬	<p>⑨ c. の調査を実施する。併せて、周辺にベイト剤を設置する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 発見場所周辺の調査に併せて、ヒアリ拡散防止のため、ベイト剤を設置する。 ※「5 調査方法」参照。調査で新たにアリ類 (死骸を含む) 等を発見した場合は、②へ戻る。 	
⑭	<p>侵入経路等の特定や調査などで問題なければ、移動制限等は解除する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ コンテナや積荷の移動制限及び立入制限は、侵入経路特定の状況及び⑨ b. c. の調査結果を踏まえて解除する。(念のため、県、市町村又は環境事務所と協議のこと。) 	
⑮	<p><周辺モニタリング調査等 (1か月程度) > 1週間~10日に1回程度の調査/ベイト剤設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 発見場所周辺でヒアリの生息調査を行う。(1週間程度を目安に1か月継続する) ・ ヒアリ定着及び拡散防止のため、ベイト剤設置を2週間~1か月程度ごとに行う。 	